

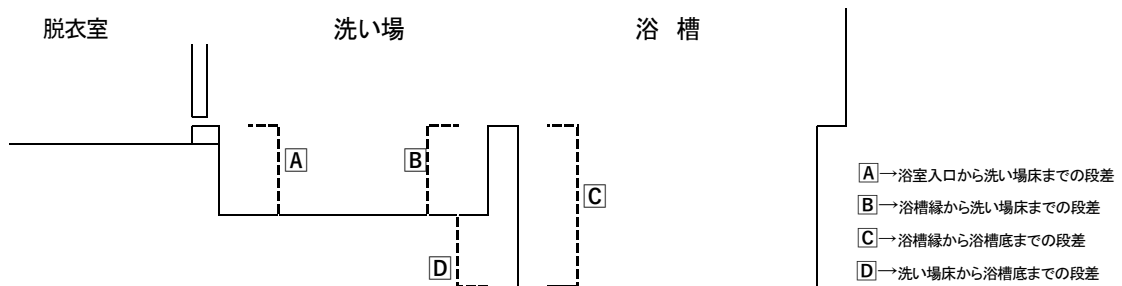
介護保険住宅改修の段差解消工事に係る取扱いの見直しについて

日頃から、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、介護保険住宅改修の浴槽の段差解消工事についての取扱いに変更点がありますので、下記のとおりお知らせします。

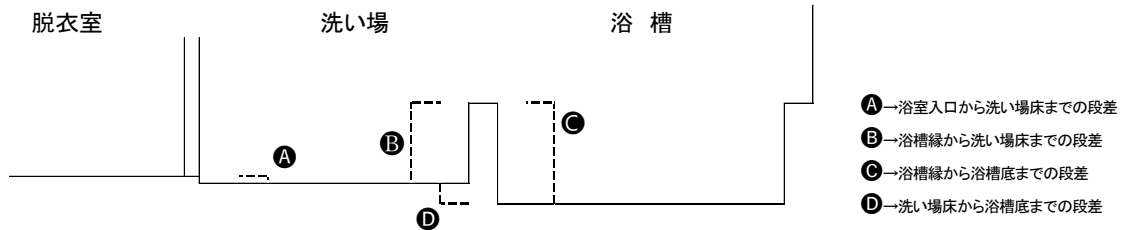
記

従来、浴槽の段差解消工事については、洗い場の床と浴槽の底の高低差が小さくなる場合を支給対象としていましたが、浴槽の縁の高さを低くすることで跨ぎ動作の困難が解消される場合についても個別の事情に応じて支給対象とします。(下図を参照)

【改修前】



【改修後】



【支給対象工事】

区分	解消される段差	条件
新	浴槽縁	$B > B$ かつ $C > C$
既存	洗い場床と浴槽底との段差	$D > D$

※いずれの場合も被保険者の身体状況等を理由として改修が必要な場合に限り支給対象

※洗い場の段差解消工事で、条件 $A > A$ の場合も支給対象